

串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借
仕様書

令和7年9月

串間市

はじめに

本仕様書は、串間市市木診療所（以下「診療所」という。）の電子カルテシステムを賃貸借し更新するにあたり、その内容における条件等を明らかにしたものである。

I 診療所概要

1. 概要

（１）所 在 地：宮崎県串間市大字市木２０２６番地

（２）診 療 科：内科

（３）外来患者数：13.2 人/日（令和６年度実績 平均）

2. 現行システム

ウィーメックスヘルスケアシステムズ Doctor-SEEDi Advanced

II 目的、基本方針、システム賃貸借の期間と稼働開始時期

1. 目的

（１）患者サービス向上

カルテ入力時間の削減、会計情報の入力時間等削減による待ち時間短縮

（２）医療の質の向上

- ・引き続き電子カルテを使用した業務手順改善
- ・診療記録、検査情報、禁忌情報、処方内容等の診療情報データの活用
- ・地域医療への対応

（３）業務の効率化

- ・電子カルテ利用による二重入力防止、確認作業の軽減
- ・手入力に係る時間の削減
- ・指示伝達の迅速化、確実性の向上

（４）医療安全の向上

- ・診療情報データを活用することによるオーダー時の各種チェック機能強化

- ・転記ミスや伝達ミスの防止
- (5) 経営管理への貢献
- ・診療報酬算定漏れの防止
 - ・ペーパーレス化による経費削減

2. 基本方針

(1) システム形式

クラウド型とする。

(2) 電子カルテ三原則遵守への対応

真正性、見読性、保存性を保証するシステムであること。

(3) 関係法令、ガイドラインの遵守

最新の電子カルテシステム安全管理に関する法令やガイドライン等に準拠するシステムとする。

(4) 標準化

標準パッケージソフトを導入する事で、開発工程の効率化を図り、短期間のシステム導入を可能とし、導入後の安定稼働を目指す。本仕様書により記載された要求項目で、貴社の標準パッケージから追加作業やオプションソフトとして提供される場合には、導入可否を再検討する場合もあるので、その旨を記載すること。

(5) 業務効率化

情報は発生源で入力することとし、診療上の指示は医師（一部例外あり）が診察室等で入力し、実施入力は医師・看護師が、データ確認・照会を担当者が各部署で行うこと。業務の見直しも含め、効率的かつ質の高い情報を共有できる仕組みを提供すること。

(6) データ移行

現行システムに保存されている①患者基本情報、②来院履歴、③検査履歴、④薬歴等診療のために必要な情報は、非常に重要かつ有益な情報であるため全項目を移行すること。

(7) 操作性の確保

職員全員が使用することを考慮し、ソフトウェア及びハードウェアはできる限り容易に操作できるものとする。また運用マニュアルを電子化し、随時参照、改訂できるものであること。

(8) 機密保護

職員を含め患者等個人情報、それを確実に保護するための機能を備えなければならない。また、患者情報保護及び利用者の特定を確実にするため、利用者 ID、パスワードによる利用制限を厳密に行うこと。個人情報にアクセスするシステムは利用者認証機能を備え、監査証跡を残す。利用者認証は統一の体系とすること。また、診療情報を一括抽出する場合には個人情報保護に配慮した設計を行うこと。

(9) ソフトウェア

標準パッケージを使用してシステム構築の低価格化を図り、システムの開発・維持コストの増大を防ぐと共に定期的なバージョンアップを可能とし、システムの陳腐化を回避すること。また、診療所からの要望に対してバージョンアップ等の適切な対応をすること。運用時に制度改正等でシステムの変更が必要となった場合でも、最小限のシステム変更で行えるようなソフトウェア構成とするものとし、システムトラブルのリスクを低減する。また、システムの運用・管理・更新の費用を低減するための提案を積極的に採用すること。

(10) ネットワーク関連

ネットワークについては、既設のものを活用すること。

3. システム賃貸借の期間、稼働開始時期

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

※令和8年4月1日からの本稼働を想定して構築するものとする。

III 導入機器等の調達範囲

今回のシステム構築にて導入予定のクライアント端末・プリンタ等の台数は下表のとおりである。ただし台数は想定であり、業務仕様を満たすための台数を納入すること。想定する運用で、端末等の過不足があると判断した場合、提案時に指摘すること。

端末・プリンタ等については、最低限のスペックを満たし、かつ業務に支障のない機器を納入すること。

必須とする要件がある場合は、その旨を記載すること。メーカー指定は望まない。

運用管理、導入・維持管理費を低減可能な、最適の提案とすること。

(端末共通) 電子カルテシステム等 一式

(構成内訳) デスクトップ型端末 2台

ワイド型液晶ディスプレイ 2台

ノート型端末 1台

プリンタ 1台

Microsoft Office 一式

スキャナ 1台 (プリンタに当該機能搭載の場合は不要)

IV バックアップ要件

電子カルテシステムについて、データを確実にバックアップする態勢が取られていること。データ領域のバックアップは原則1日1回自動的に実施し、バックアップ用媒体はデータ量に応じて十分な容量を持ち、夜間の無人運転ができるスケジュール管理ができること。システム障害等には、バックアップ時点までデータの回復が可能なこと。ランサムウェア対策として、バックアップデータはオフラインで保存されること。

V 保守

- (1) 保守作業の対象は、今回新たに導入する電子カルテシステム構築範囲のハードウェア及びソフトウェアとする。
- (2) 受注者はセキュリティに十分配慮した上、診療所外からのリモートメンテナンス環境を構築すること。リモートメンテナンスは常時接続ではなく、必要に応じて手動により接続する方式とすること。
- (3) 受注者はシステムの運用状態を常時監視し、異常を検知した場合は速やかに診療所に連絡を入れ、直ちに原因究明と対応策を講じること。
- (4) システム障害が発生した際は一次対応窓口となり、必要な切り分け作業を行うこと。障害の原因が部門システム等にある場合は、その関係者に連絡を取り、協力して復旧作業にあたること。外来業務を停止させないことを前提とすること。

- (5) 納入したソフトウェア及びハードウェアについて、保守作業を支障なく行うことができるよう、契約期間において、メーカーからのサポートを確実に受けること。契約期間内にメーカー側の都合によりサポートが終了した場合は、可能な限り同等のサポート体制が得られるようにすること。なお、受注者は、自社製品以外の製品についても一元的な窓口となってサポートが受けられるようにすること。
- (6) ソフトウェアについて、セキュリティ対策パッチ及び不具合修正パッチが製造元から提供された場合、受注者は速やかに当該パッチを入手し、本市と協議の上更新作業を行うこと。ウィルス対策ソフトの定義ファイルも同様とする。
- (7) メーカー起因によるハードウェア及びソフトウェアの不具合は、保守契約等に関わらず無償で対応すること。
- (8) 厚生労働省より示されている最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいてデータセキュリティ対策がされていること。特にランサムウェア対策として、電子カルテネットワークに接続される保守回線等経由でのウィルス等の感染について防止対策が取られていること。
- (9) 障害発生時の対応のための教育、マニュアル等の体制を整備すること。

VI 納入品、作業

1. 納入品

(1) 業務計画書

契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、本市の了承を得ること。

(2) その他のドキュメント類

各段階における必要時またはシステム本稼働までに以下のものを納入すること。

なお、各納品物は診療所の指示がない限り A4 版(または A3 挟み込み)ファイル 1 部及び電子データにより納品すること。

- ・各機器の取扱説明書
- ・マスタ等の設定手順書
- ・バックアップ手順書
- ・システムの機能操作説明書及び管理マニュアル
- ・その他必要な手順書及び説明書等

2. 納入作業

- ①本市が指定する場所に納入すること
- ②納入作業時間については、本市と協議を行うこと。
- ③作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ④作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。
 - ・作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。
 - ・作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、本市と協議を行い受注者の負担で修復すること。

VII 記載外事項・疑義

- ①仕様書に記載のない事項は、都度協議のうえ、対応方針を決定すること。
- ②仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議のうえ、対応方針を決定すること。
- ③やむを得ない事情により、仕様の変更を必要とする場合は、予め本市へ申出の上、承認を得てから行うこと。